

個 情 第 ● ● ● ● 号

平成 30 年 ● 月 ● 日

フェイスブックインク

最高経営責任者 マーク・ザッカーバーグ 殿

個人情報保護委員会

委員長 堀部 政男

個人情報の取扱いについて（指導）

貴社が運営するソーシャルネットワーキングサービスである「フェイスブック」を通じた個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 41 条及び第 75 条の規定に基づき指導するので、下記のとおり対応されたい。

記

- 1 フェイスブックの利用者に対し、個人情報の適正な取得及び利用目的の通知又は公表を適切に行うとともに、利用者の個人データを第三者に提供する場合は、利用者への分かりやすい説明を徹底し、あらかじめ本人の同意を得ること及び利用者に対する保有個人データの開示義務の履行に加えて、取得した個人情報の削除要求にも適切に対応すること。
- 2 フェイスブックを運営するに当たり、貴社が安全管理措置の実施を徹底することはもちろん、プラットフォーマーとしての責任を認識した上で、プラットフォーム上の第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視及び第三者が運営するウェブサイト等に設置されたソーシャルプラグインによる情報取得についての適切な説明の徹底等、個人データの不適正な取扱いを防止するための措置を講ずること。
- 3 貴社が 2018 年 9 月以降に公表したアクセストークン情報に係る個人情報の漏えい事案等に関しては、影響を受ける可能性のある日本国内のフェイスブックの利用者に対してその旨通知するとともに、徹底した原因究明及び再発防止策の策定を実

施し、引き続き、適時当委員会へ報告すること。

- 4 フェイスブックの利用者に関する個人データについて不適正な取扱いの発生又はその兆候を把握した場合に、被害の拡大防止、影響を受ける可能性のある本人への連絡、事実関係の公表等を含め、適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。

以 上